

太田市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17その他関係法令等の規定に基づき、市が行う指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等が関係法令、通知等を遵守し、適正な運営を確保しているか否かについて指導監査を行うことによって、適正な事業所の運営及び児童の適切な処遇を確保することを目的とする。

(指導監査対象)

第3条 この要綱の規定による指導監査の対象は、法第34条の15第2項の規定による市長の認可を得て、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業者（以下「事業者」という。）とする。

(指導監査の方針)

第4条 指導監査は、法並びに「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日付け雇児発第471号厚生労働省児童家庭局長通知）を基本として、毎年度当初に実施計画を定めてこれを実施するものとする。

(指導監査の実施体制)

第5条 指導監査は、原則として、職員2人以上をもって実施する。

(指導監査事項)

第6条 指導監査は、次の事項について実施する。

- (1) 事業利用者の処遇状況
- (2) 事業者の事業所（以下「事業所」という。）の会計状況
- (3) 事業所の運営状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指導監査の種類)

第7条 指導監査の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般指導監査 指導監査の対象となる事業所において実地により行う指導監査
- (2) 特別指導監査 事業者に重大な問題が生じた場合に、指導監査の対象となる事業所において実地により行う指導監査

(一般指導監査の実施)

第8条 一般指導監査は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定により、1年に1回以上、実地により行うものとする。

2 一般指導監査を実施するときは、事業所の規程及び関係書類を事前に提出させ、事業所の代表者等の立会いを得て、設備、帳簿等を検査するものとする。

3 一般指導監査において検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。

(特別指導監査の実施)

第9条 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、事業所の代表者等の立会いを得て、その問題、性質等の重要性及び緊急性の状況に応じ、指摘事項等の是正が図られるまで継続的に実施するものとする。

(1) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合

(2) 運営基準違反があると疑うに足りる理由がある場合

(3) 複数回にわたる一般指導監査によっても指摘事項が是正されない場合

(4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合

(5) 死亡事故等の重大事故（死亡事故、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。）が発生した場合又は児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報、苦情、相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）

(指導監査の実施の通知)

第10条 市長は、指導監査の実施に当たり、当該指導監査の対象となる事業者に対し、あらかじめ監査実施日、監査に当たる職員（以下「監査職員」という。）の人数その他必要な事項を、あらかじめ文書で通知する。ただし、特別指導監査を実施する場合は、この限りでない。

(監査結果の講評等)

第11条 監査職員は、一般指導監査終了後、事業所の関係職員等の出席を求めて、監査結果について講評を行い、改善を要する事項について口頭で指示する。

2 監査職員は、一般指導監査終了後、速やかに監査結果を復命しなければならない。

(監査結果に関する通知等)

第12条 市長は、一般指導監査の結果、是正又は改善を要する事項（軽微なものを除く。）があったときは、その内容及び改善方法を文書により、速やかに事業所の長に対して通知する。

2 市長は、前項の規定による通知事項に対する是正又は改善の状況については、期限を付して報告を求める。

3 市長は、前項の報告の期限を過ぎても提出されない場合又は報告の内容が不十分な場合には、必要に応じて監査職員を派遣し、その状況を確認する。それにもかかわらず改善措置がなされないものについては、特別指導監査を実施する。

(行政上の措置)

第13条 特別指導監査における行政上の措置については、法第34条の17第3項及び第4項の規定に基づき行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。